

高齢者ごみ出し安否確認事業

家庭ごみを出すことが困難な家庭にごみを回収に伺います。
また、顔をみて元気なことを確認します。

○対象者 高齢者の一人暮らし、または二人暮らし世帯で、ごみ集積所までごみを出すことが困難な世帯
(高齢者以外に同居家族がいるが、障がい等でごみを出すことが困難な世帯も含む)

○利用方法

申込書の提出

同居していないご家族の方、担当ケアマネージャー、民生委員等からの申し込みも大丈夫です。

実態調査

立会人の同席のもと、町が実態調査を行います。
※ごみを回収する曜日、ごみを出してもらう場所、安否確認の方法等を話し合います。



決定通知書の送付

利用の可否について通知します。

注意

※申請書の内容の変更（例えば、世帯員や緊急連絡先等に変更が生じた場合）や、利用の停止、再開、終了の場合は変更届出書の提出が必要です。

回収できるごみ

※分別して出してください

- 可燃ごみ
- 資源ごみ
(プラスチック類、ビン類、ペットボトル、新聞紙と折り込みチラシ)
- 不燃ごみ
- 小型家電リサイクル法による小型家電



【お問い合わせ先：保健福祉課地域福祉係 566-2111】